

小国町の個人や団体への主な補助金・奨学金・貸付金・減免制度・祝い金など



※最後のページに問い合わせ先と注意事項を掲載しています。

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
総務課				
地域活動交付金	各組（自治会）に対し、住民自治（コミュニティ活動、防災活動、環境衛生など）の促進及び町行政の円滑な運営を図る活動に対し交付する。	4月1日現在の組加入世帯数に2,850円を乗じた額を交付	総務課	総務係
LED防犯灯補助金	防犯、交通安全及び環境への配慮、保全を目的に、新たにLED防犯灯を設置する地域や団体からの申請に対し、設置費の一部を補助する。	申請のあった地域等に対し、防犯灯1基当たり8,000円を上限として交付	総務課	総務係
防犯灯電気料補助金	交通安全と犯罪防止など住民の安全を図るため設置されている地域の防犯灯電気料の一部を補助する。	年間の電気料金の20%以内を補助	総務課	総務係
小国町災害見舞金	自然災害及び火災により被害を受けた場合に見舞金を支給する。	下記の区分により支給 ○住宅被害 全焼・全壊 10万円 半焼・半壊 5万円 ○死傷者 死亡 10万円 重傷 5万円	総務課	総務係
災害救助等に協力した民間協力者の災害給付金	災害により第三者の生命、財産を守るために活動した民間協力者が被災（事故）した場合に災害給付金を支給する。 ※請求期間は事故発生後1年以内	死亡 200万円 身体障害 30万円～100万円 入院、通院 2,000円/日 (入通院の限度額 20万円)	総務課	総務係
交通災害見舞金 (共済制度)	交通事故により死亡又は負傷した場合に、交通災害見舞金を支給する共済事業 ※請求期間は事故発生後1年以内 ※交通事故証明書や診断書などが必要	死亡 15万円 負傷 2～6万円	総務課	総務係

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
隣地安全対策立木等撤去事業補助金	住民の安全を確保するため、住居、公民館（避難所）に隣接する立木（危険木）の伐採、搬出経費の一部を補助する。 ※住居者と山林所有者が同一の場合は該当しません。 ※条件不利地の場合は特殊機械使用に対し加算あり。	補助率 1／3 以内 限度額 30万円	総務課	総務係
消防拠点施設整備事業補助金	消防団拠点施設（消防車車庫、ポンプ格納庫、詰め所、機材倉庫）を整備する費用の一部を補助する。	補助率 2／3 以内 限度額 200万円	総務課	総務係

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
情 報 政 策 課				
小国町空き家活用奨励金	町内の空き家を有効活用し、移住定住を促進するために、空き家バンクに登録した空き家所有者、移住者と売買若しくは賃貸契約を締結した空き家所有者に対する奨励金	空き家バンク登録 ・奨励金：1万円 売買若しくは賃貸契約成立 (※移住者が住民票を異動) ・奨励金：5万円	情報政策課	まちづくり係
小国町空き家改修事業補助金	町内の空き家を有効活用し、移住定住を促進するために、移住を目的とした空き家の改修の際、町内の施工業者を利用して行う改修事業に対する補助金	改修費の1/2 ・購入の場合(移住者) 限度額：50万円 ・賃貸の場合(所有者、移住者) 限度額：30万円	情報政策課	まちづくり係
光ファイバー施設月額使用料	小国町光ファイバー施設を使用する月額の使用料について、要件に該当し申請すれば減免措置があります。	生活保護世帯は全額免除 天災その他災害を受け負担能力がないと認められる世帯は全額免除 70才以上の者で構成される世帯は1/2免除 NHK受信料免除基準の全額免除に該当する町民 税非課税世帯は1/2免除	情報政策課	情報係
光ファイバー施設加入負担金	小国町光ファイバー施設を使用するための施設加入負担金について、要件に該当し申請すれば減免措置があります。	生活保護世帯、町民税非課税世帯は全額免除	情報政策課	情報係
光ファイバー施設引込工事費用	小国町光ファイバー施設を使用するために宅内に引き込む工事費について、要件に該当し申請すれば減免措置があります。	生活保護世帯は全額免除	情報政策課	情報係

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
産 業 課				
小国町住宅リフォーム助成事業補助金	町内に住所を有し、自ら居住する住宅を町内の施工業者を利用してリフォームするための費用の一部を助成する。(対象工事費用：20万円以上)	補助率：対象工事費の10%以内 限度額：10万円	産業課	商工観光係
小国町資格取得支援事業補助金	町内で事業を営む個人・法人が従業員の資格取得費用を負担する場合に、費用の一部を助成する。	補助率1/2以内 限度額3万円	産業課	商工観光係
小国町農業担い手支援事業給付金	専業農家(認定農業者に限る)の親元に帰って農業を目指す担い手に対して、一定の期間補助金を給付	10万円/月額(最長3年間)	産業課	農政係
小国町有害鳥獣防除柵設置事業補助金	農産物生産農家を対象に有害鳥獣対策の侵入防止柵を設置した際の資材費に対する補助。	補助率：1/2以内 上限10万円、下限5千円	産業課	農政係
狩猟免許取得費補助金	有害鳥獣による農林業等の被害防止ため、有害鳥獣を捕獲するために必要な、狩猟免許を取得する場合の経費補助。	補助額：全額 (免許取得後、有害鳥獣捕獲に対する補助金別途有)	産業課	林政係
ウッドスタート事業	町内に居住する1歳児に対して、小国杉製のおもちゃを誕生祝品として贈呈。	誕生日を迎えた一歳児に小国杉製のおもちゃ一式を贈呈	産業課	林政係
小国材利用普及促進事業補助金	小国材(杉・桧)で、町内外に建築物を新築する施主に対して、木材購入費の補助。	新築(木材購入費50万円以上) 町内25万円以内・町外15万円以内	(一社)阿蘇小国杉の家推進協議会・産業課	小国ウッディ協同組合・林政係

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
建設課				
林道愛護費	林道沿線の除草活動等を行った団体に対し林道愛護費として支給する。	支給額：1 mあたり20円	建設課	農林土木係
町道愛護費	町道沿線の除草活動等を行った団体に対し道路愛護費として支給する。	支給額：1 mあたり20円	建設課	公共建設係
町道沿線立木安全対策事業	町道に隣接する危険木の伐採搬出費用に対する補助	補助率：1／2以内 限度額：30万円	建設課	公共建設係
足元道路維持補修原材料支給	足元道路を利用者団体等が自ら維持補修を行う場合に必要な原材料を支給する。	支給品：生コンクリート11m ³ 砕石20m ³ 、砂10m ³ 、アスファルト20tまでとするが、支給品の合計額が25万円を超える場合は25万円を限度とする。	建設課	公共建設係
ブロック塀等耐震化支援事業補助金	町道沿線の危険なブロック塀等の撤去に対する補助金	撤去する塀等の長さ1mあたり12,000円若しくは200,000円のいずれか低い額	建設課	公共建設係
水道料金の減額	高齢者世帯の福祉増進の一助を図ることを目的として、基本水量(10m ³)に満たない75歳以上の高齢者1人暮らし及び2人暮らしの世帯で、所得税及び住民税の非課税世帯で、同一住宅内で世帯分離を行っていないものから水道料金減免申請が提出された場合、基本料金の一部を減額することができる。	基本料金から一律500円を減額する。	建設課	上下水道係

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
福祉課				
住宅改造助成事業補助金	在宅の要介護高齢者、重度の身体または知的障害者・児の世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成するもの。 ※生計中心者の前年所得税年額が7万円以下の世帯に限る。 ※介護保険制度、日常生活用具給付事業を優先すること。	補助率 住民税非課税世帯 3／3 所得税7万円以下 2／3 ※上限額70万円 (要介護高齢者は50万円)	福祉課	福祉係 介護保険係
重度心身障害者（児）の医療費の助成	重度の心身障がい者（児）が医療を受けた場合、その自己負担額に対し助成を行うもの。 ＜助成対象者＞ ○身体障がい者手帳1～2級所持者 ○療育手帳A1～A2所持者 ○精神障がい者保健福祉手帳1級所持者 ○福祉手当受給相当者	通院：1医療機関に対し1,020円を超えた額 入院：1医療機関に対し2,040円を超えた額 ※所得制限有	福祉課	福祉係
子ども医療費助成	出生から満18歳に到達後最初の3月31日までの間にある子どもが医療を受けた場合、その自己負担額に対し助成を行うもの。	保険適用分のみ全額 (学校等内での怪我は対象外)	福祉課	子ども未来係
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親世帯の親ならびに子等が、医療を受けた場合、その自己負担額に対し一部助成を行うもの。	保険診療の自己負担額の2／3を助成 (所得制限有)	福祉課	子ども未来係
児童手当	出生から中学校卒業まで（15歳に到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給するもの。	3歳未満：15,000円 3歳以上小学校修了前 ：10,000円 (第3子以降は15,000円) 中学生：10,000円 (特例給付：5,000円)	福祉課	子ども未来係

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
多子世帯出産祝金	第3子以降を出産し養育し、下記に該当する方に祝金として支給するもの。 ※1年以上小国町に住民票がある方に限る。	一子につき300,000円	福祉課	子ども未来係
子供のための教育・保育給付費	教育のニーズに応じて必要となる経常的経費を、保護者に対する個人給付として補助するもの。 (幼稚園・保育園が代理受領。)	公定価格(特定教育に通常要する費用の額)から利用者負担額を控除した額を補助	福祉課	子ども未来係
出産・子育て応援交付金	妊娠期から出産・子育てまでの伴走型の相談支援を充実し、出産育児関連商品の購入費等の負担軽減を図るため、町内に住所を有し、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産・子育て応援給付金を支給するもの。	妊娠届出をした妊婦 5万円 出生届出をした養育者 5万円	福祉課	子ども未来係
不妊治療費助成金	不妊治療(一般不妊治療又は特定不妊治療)における医療費負担軽減のために助成するもの。	申請年度における限度額:10万円	福祉課	健康支援係
妊産婦健診の助成金	妊産婦健診の費用負担軽減のために助成するもの。	受診券(妊婦14回分・産婦2回分)の配布 立替払いも助成 上限額は妊婦103,560円 産婦1回5,000円	福祉課	健康支援係
妊婦歯科健診の助成	早産や低体重児出産の予防のため町が指定する歯科医院における費用を助成するもの。	3,500円	福祉課	健康支援係
予防接種の助成	任意予防接種における費用負担軽減のために助成するもの。(インフルエンザ、おたふくかぜ)	・インフルエンザ 1～64歳 2,900円 65歳以上 3,400円 ・おたふくかぜ 1回3,500円	福祉課	健康支援係

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
住民健診の助成	住民健診における費用負担軽減のために助成するもの。（ふるさと総合健診、巡回健診、各種がん検診）	別途案内をします。	福祉課	健康支援係
新生児聴覚検査費の助成	新生児の聴覚障害の早期発見、早期支援のために検査費用の一部を助成するもの	1人につき1回 上限は5,000円	福祉課	健康支援係
国民健康保険出産育児一時金	小国町国民健康保険に加入している方が出産したとき、出産育児一時金を支給するもの。 （直接支払制度を利用する場合は町が50万円を直接医療機関などに支払うため、医療機関での支払いは出産費用から50万円を差し引いた金額で済みます。）	50万円（産科医療補償制度の対象とならない場合は48.8万円）	福祉課	健康支援係
国民健康保険葬祭費	小国町国民健康保険に加入している方が死亡した場合に、葬祭費として葬儀執行者（喪主）に支給するもの	20,000円	福祉課	健康支援係
国民健康保険人間ドック助成金	小国町が契約している医療機関で人間ドックの検診を受けたとき、検診費用のうち20,000円の助成を行うもの。 対象者：小国町国民健康保険に加入している40歳以上の方	20,000円	福祉課	健康支援係
後期高齢者人間ドック助成金	小国町が契約している医療機関で人間ドックの検診を受けたとき、検診費用の一部を助成するもの。 対象者：後期高齢者医療保険の被保険者75歳以上の方（65歳以上75歳未満の者で障害認定を受けた方を含みます。）	20,000円	福祉課	健康支援係

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
後期高齢者歯科口腔健診助成金	小国町が契約している医療機関で歯科口腔健診を受けたとき、検診費用の一部を助成するもの。 対象者：後期高齢者医療保険の被保険者 75歳以上の方（65歳以上75歳未満の方で障害認定を受けた方を含みます。）	4,920円	福祉課	健康支援係
成人歯科健診助成金	小国町が契約している医療機関で歯科口腔健診を受けたとき、健診費用の一部を助成するもの。 対象者：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳に年度内に達する者	3,500円	福祉課	健康支援係
鍼灸券補助	はり・きゅうにより諸疾患の施術を行い町民の健康の保持を図るために鍼灸券（一回の料金で1,100円の10枚綴り）にて助成を行うもの。 小国町在住の満40歳以上	11,000円	福祉課	健康支援係
フッ素塗布の助成金	むし歯予防のために町が指定する歯科医院における費用を助成するもの。 対象者：1歳～未就学児	受診券の配布（1人10枚迄） 1回500円	福祉課	健康支援係
後期高齢者医療保険料の減免	災害による被害、失業・傷病などによる所得の減少等により、保険料の納付が困難になった場合、申請により減免を受けることが出来るもの。	・対象となる保険料 災害による被害等を受けた年度分の保険料のうち、災害による被害を受けた日以後の保険料 ・減免率 損害又は所得減少の割合に応じ減免	福祉課	健康支援係

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
介護保険料の減免	災害による被害、失業・傷病などによる所得の減少等により、保険料の納付が困難になった場合、申請により減免を受けることが出来るもの。	・対象となる保険料 災害による被害等を受けた年度分の保険料のうち、災害による被害を受けた日以後の保険料 ・減免率 損害又は所得減少の割合に応じ減免	福祉課	介護保険係
家族介護支援事業 （「在宅要介護者」介護者手当）	介護保険認定区分が要介護3以上と認定された者を在宅で3ヶ月以上介護している者で、要介護者と生計を共にし、小国町に居住する者及び住民登録台帳に記載されている者に対して支給するもの。	・要介護3 月 3,000円 ・要介護4・5 月 13,000円 ※1箇月の在宅期間が15日以上	福祉課	地域包括支援センター
家族介護支援事業 （在宅介護用品の支給）	介護保険認定区分が要介護3以上と認定された者で、在宅で生活をしている者に対して介護用品を支給する。	・要介護3 月額5,000円までの介護用品の支給 ・要介護4・5 月額6,250円までの介護用品の支給 ※1箇月の在宅期間が15日以上	福祉課	地域包括支援センター
介護予防・日常生活支援 総合事業 （生活支援サービス事業・ 配食サービス）	概ね65歳以上の高齢者、一人暮らし世帯又は高齢者のみ世帯及び要支援と判定された者で、調理及び買い物が困難な者に対し週に2回弁当の配達を行う。 （安否確認を含む）	1食530円のうち、町が330円負担 （本人負担は200円）	福祉課	地域包括支援センター

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
税 務 住 民 課				
金婚・ダイヤモンド婚・米寿・百歳祝い金	金婚（結婚50周年の夫婦）・ダイヤモンド婚（結婚60周年の夫婦）・米寿（満88歳）・百歳（満百歳）に対して記念品代等を贈呈するもの。	金婚 式典・記念品 ダイヤモンド婚 5,000円 米寿 10,000円 百歳 10,000円	税務住民課 【住民部門】	住民係
浄化槽補助金	個人住宅に合併処理浄化槽を設置する場合の補助	限度額 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円	税務住民課 【住民部門】	支援係
単独処理浄化槽撤去費補助金	合併処理浄化槽を設置する際に、現在設置してある単独処理浄化槽を撤去する場合の補助	限度額：9万円	税務住民課 【住民部門】	支援係
結婚新生活支援事業補助金	少子化対策としての結婚新生活支援事業 新規に婚姻した世帯に住宅取得費または住宅賃貸費用等に係る補助	年齢要件：夫婦共に39歳以下 所得要件：世帯合計で500万円未満 限度額30万円 ※若年層（夫婦共に29歳以下世帯）については限度額60万円	税務住民課 【住民部門】	支援係
固定資産税の減免①	生活保護の方が所有する固定資産に係る固定資産税について、申請により減免を受けられます。 （納期限までに申請が必要）	申請時に納期未到来の本年度分の税額について全額免除	税務住民課 【税務部門】	税務係
固定資産税の減免②	災害により固定資産に被害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免を受けられる場合があります。	災害を受けた年度分の固定資産税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額を、損害の割合に応じて減免又は減額	税務住民課 【税務部門】	税務係
町県民税の減免①	生活保護の方について、申請により町県民税の減免が受けられます。（納期限までに申請が必要）	申請時に納期未到来の本年度分の税額について全額免除	税務住民課 【税務部門】	税務係

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
町県民税の減免②	災害により、自己またはその扶養親族所有の住宅または家財に被害があった場合や、災害により生計を維持する者が死亡または障害者となった場合などには、町県民税について、要件に該当し申請すれば減免措置があります。	災害を受けた年度分の町県民税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額を、損害の割合に応じて減免又は減額	税務住民課 【税務部門】	税務係
軽自動車税（種別割）の減免	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、歩行が困難な方は、軽自動車税について要件に該当し申請すれば減免措置があります。	全額免除 (障害者1人につき1台。原則として、障害者の方が所有する軽自動車)	税務住民課 【税務部門】	税務係
国民健康保険税	災害により、世帯員所有の住宅に被害があった場合や、災害により生計を維持する者が死亡または障害者となった場合などには、国民健康保険税について、要件に該当し申請すれば減免措置があります。	災害を受けた年度分の保険税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額を、損害の割合に応じて減免又は減額	税務住民課 【税務部門】	税務係

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
教 育 委 員 会				
就学援助費	義務教育の円滑な実施に資するため、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒に対し必要な援助を行うもの。	毎年度、国が定める要保護児童生徒援助費補助金予算単価に準じる。 ・学用品費等 ・校外活動費 ・修学旅行費 ・入学準備金 ・医療費 ・学校給食費 学校教育係	教育委員会	学校教育係
小国中学校制服購入費補助金	新制服購入経費の一部を保護者に助成するもの	1人当り10,000円	教育委員会	学校教育係
小国小学校修学旅行助成	修学旅行の経費の一部を助成するもの	1人当り8,000円	教育委員会	学校教育係
小国中学校修学旅行助成	修学旅行の経費の一部を助成するもの	1人当り16,000円	教育委員会	学校教育係
小国町奨学金貸付金	向学心に富み優れた素質を有する生徒及び学生で、経済的な理由により修学が困難な者に対し奨学金を貸与する。 ※保護者が小国町に在籍居住していること	貸付金額 高校生 月額12,000円以内 大学生・専門学生・短期大学生等 月額45,000円以内	教育委員会	社会教育係
社会体育活動及び文化活動に係る大会参加費補助金	九州大会及び全国大会に参加する場合の参加者やその保護者等の負担軽減を図るため、派遣費用の一部を助成する。	補助対象経費の1/2を助成 ※上限額 ・開催地が九州内 2万円 ・開催地が九州外 3万円	教育委員会	社会教育係

■個人、団体へ支給する補助事業等の概要一覧

補助金等の名称	概要説明	補助額 (限度額・補助率など)	所管課	担当係
小 国 公 立 病 院				
小国公立病院看護学生奨学金貸付	将来、小国公立病院の看護師として勤務しようとする者に対し、修学等に必要な資金を貸付けることにより、小国公立病院における看護師を確保し、地域医療の充実を図ることを目的として創設したもの。 ※貸与を受けた期間に12月を加えた年数を小国公立病院の看護師として勤務した場合は、奨学金の返還が免除されます。	貸付の額 月額10万円 貸付の期間 貸与を決定した月から在学している養成施設を卒業する月まで。(最大5年) ※毎年度更新が必要です。(交付申請書及び在学証明書の提出)	小国公立病院	公立病院事務局

お問い合わせ先

小国町役場	総務課	46-2111
	情報政策課	46-2118
	産業課【農林部門】	46-2112
	産業課【商工部門】	46-2113
	建設課	46-2114
	福祉課	46-2116
	福祉課【宮原保育園】	46-2439
	福祉課【北里保育園】	46-3182
	税務住民課【住民部門】	46-2115
	税務住民課【税務・徴収】	46-2130
	税務住民課【会計管理室】	46-2117
	税務住民課【隣保館】	46-5720
	教育委員会事務局	46-3317
	坂本善三美術館	46-5732
	議会事務局	46-2119
小国公立病院		46-3111



【注意事項】

◎令和6年4月1日現在の情報です。その後内容等に変更がある場合があります。

◎ここに掲載している補助事業等は、原則申請に基づく事業です。着手する前に担当課にご相談ください。（事前に着手した場合は、補助事業等の対象とならない場合があります。）